

平成30年第7回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成30年7月20日（金）午前9時30分
2. 開 会 平成30年7月20日（金）午前9時30分
3. 閉 会 平成30年7月20日（金）午前11時30分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長
尾崎 靖二教育長職務代理者
亥埜 誠治委員
伊丹 香寿美委員
長谷川 深雪委員
5. 事務局 河野宏甲 教育次長兼学校教育部長・大湾喜久男 教育総務室長
兼学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹田和
之 生涯学習推進部長・小川暢子 生涯学習推進部付部長・和久
田寿樹 学校規模適正化室長代理・竹田知宏 学校教育部次長兼
指導課長・後藤秀也 教育総務室長代理・殿山泰央 学校規模適
正化室課長・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食セン
ター所長・本多章博 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・
清水健次 青少年育成課長・川村光子 図書館課長・仁木裕美
教育センター指導課長代理・榊田直也 指導課長代理
6. 議事日程

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3	議題第14号 平成31年度使用交野市立小中学校教 科用図書の採択について
日程 4	報告第3号 教育長の報告について
7. 議事内容

八木教育長 皆さんおはようございます。

只今から平成30年7月 第7回教育委員会定例会を開催した
いと思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

後藤室長代理 出席状況を報告いたします。
本日の出席状況は5名でございます。
これは、地教行法第14条第3項の規定により本会議は成立いたしますことをご報告いたします。
以上報告を終わります。

八木教育長 報告はお聞きのとおりです。
次に、本日のこの会議ですが、地教行法第14条第7項の規定により公開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。
本日、10人の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。
事務局、準備をお願いします。
只今から、平成30年第7回教育委員会定例会を開催したいと思います。
本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。
まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。
会議録署名委員の氏名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議がございませんので、伊丹委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議ありませんので、只今から午前11時30分までといたします。

続いて、日程3 議題第14号「平成31年度使用交野市立小中学校教科書用図書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明の前に傍聴の皆様にお知らせいたします。

会場入口に掲示いただくと共に、入口で配らせていただきました注意事項のプリントにつきましても、それらを遵守していただきますようお願いいたします。

それでは事務局説明をお願いします。

仁木課長代理 説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

資料1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
施行令

資料2 義務教育諸学校における平成31年度使用教科用図書の採択について

資料2-2平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の
基本事項

資料3 平成30年度使用小学校教科用図書一覧

資料4 平成30年度使用中学校教科用図書一覧

資料5 交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例

資料6 平成31年度使用中学校教科用図書について〈答申〉

資料7 平成31年度使用中学校教科用図書について〈一覧〉

資料8 平成31年度使用中学校教科用図書について〈総合所見〉

資料9 平成27年度使用小学校教科用図書について〈総合所見〉

資料10 平成31年度使用教科用図書（中学校）調査報告書

資料11 平成30年6月8日から7月4日の間、開催されました平成31年度使用小・中学校教科書展示会にて提出のあったご意見

資料12 平成31年度中学校教科書見本本の発行者別一覧あと1枚、参考資料として小中学校別の表になっているものが1枚です。

資料は以上でございます。

それでは、提案理由について説明させていただきます。

平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択について、説明させていただきます。

平成31年度に交野市立小・中学校で使用する教科用図書については、[資料1](#)「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条（同一教科用図書を採択する期間）に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」となっております。

続いて[資料2-2](#)にありますとおり大阪府教育委員会が作成・提示した「平成31年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」1（1）には、小学校の平成31年度使用教科用図書については、「特別の教科 道徳」及び、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、平成31年度使用教科用図書採択替えのための新たな図書の検定申請がなされなかったことから、小学校の平成31年度使用教科用図書の採択については、①平成31年度使用教科用図書について、再度調査研究を行う場合の採択基準と、②4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度の調査研究の内容等を活用することができるとなっております。

1（2）をご覧ください。

小学校の道徳については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第2項及び第3

項の規定により、平成30年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。

1(3)をご覧ください。

中学校の平成31年度使用教科用図書については、「特別の教科 道徳」及び、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、平成30年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと、となっております。

また、「特別の教科 道徳」を採択する基準につきましては、1(3)ア～エに示されております。

本市は、エの1市町1採択地区の教育委員会となりますので、その場合には、2(2)に定める教科用図書選定委員会運営要領によることに当たります。

次のページの2(2)をご覧ください。

2(2)にありますとおり、1市1採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会を設置し、教育委員会の諮問により、教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関しては教育委員会に意見を答申することとなっております。

また、[資料5](#)の第3条にありますように、選定委員会の委員は、教育委員会の事務局職員、交野市立学校の校長そして交野市立学校に在籍する児童または生徒の保護者となっており、幅広く意見を頂くこととなっております。

第8条では教科用図書の調査研究を行う際、専門的な調査研究を行うため、調査員を置くこととなっております。

なお、[資料2-2](#)の2(2)キでは、調査員は、採択が適正に行われるために、府が提示する中学校教科用図書選定資料(道徳)を活用し、必要な調査検討を行い、適切な資料を選定委員会に報告することとなっております。

以上のことから、まず、平成31年度使用中学校教科用図書の「特別の教科 道徳」以外の教科及び平成31年度使用小学校教

科用図書「特別の教科 道徳」については、現在使用しております小・中学校教科用図書、資料3「特別の教科 道徳」、資料4の一覧のとおりといたします。

以上、提案説明とさせていただきます。

八木教育長 ありがとうございます。
 提案の説明が終わりました。
 質疑を受けたいと思います。
 質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

八木教育長 質疑なしと認めます。
 それでは、お諮りいたします。
 平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」以外の教科及び平成31年度使用小学校教科用図書「特別の教科 道徳」については、中学校

国語	光村図書出版「国語」
書写	光村図書出版「中学書写」
社会（地理的分野）	教育出版「中学社会 地理 地域にまなぶ」
社会（歴史的分野）	教育出版「中学社会 歴史 未来をひらく」
社会（公民的分野）	教育出版「中学社会 公民 とともに生きる」
地図	帝国書院「中学校社会科地図」
数学	東京書籍「新編 新しい数学」
理科	東京書籍「新編 新しい科学」
音楽（一般）	教育芸術社「中学生の音楽」
音楽（器楽合奏）	教育芸術社「中学生の器楽」
美術	日本文教出版「美術」
保健体育	東京書籍「新編 新しい保健体育」
技術・家庭（技術分野）	教育図書「新技術・家庭 技術分野」
技術・家庭（家庭分野）	開隆堂出版「技術・家庭 （家庭分野）

)」

外国語（英語） 三省堂「NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition」

小学校 特別の教科 道徳 光村図書出版「道徳 きみが いちばんひかるとき」を採択することにご異議はありませんか。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。

続きまして、中学校「特別の教科 道徳」及び小学校「特別の教科 道徳」以外の教科の採択につきまして、進めたいと思います。

それでは、お手元に配付させていただいております交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会からの答申について、選定委員長より報告を受けたいと思います。

内山部長 それでは、「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会」の調査研究結果について報告させていただきます。

「平成 31 年度使用小・中学校教科用図書について（答申）」

交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第 2 条に基づき、平成 30 年 5 月 18 日（金）、交野市立青年の家 会議室において第 1 回交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催し、①公正確保の観点から当会を秘密会にすること、②中学校「特別の教科 道徳」について調査員をおいて専門的な調査・研究を行うこと、③中学校「特別な教科 道徳」について参考資料として学校からの所見を求めること、④小学校「特別の教科 道徳」以外の教科について、平成 26 年度の調査研究の内容等を活用して協議すること等を決定いたしました。

中学校「特別の教科道徳」についての選定にあたり、4 名の調査員により専門的に教科用図書について調査・研究が行われ、7 月 6 日（金）の第 2 回選定委員会にて、調査員からの調査報告

に基づく口頭報告を受けました。

同日、各 8 者の調査報告書等を基に適正かつ公正に審議を行いました。

小学校「特別の教科 道徳」以外については、7月6日（金）の第2回選定委員会にて、平成26年度の調査研究の内容等を基に、4年間の使用実績を踏まえた協議を行いました。

7月13日（金）に開催した第3回選定委員会にて最終審議し、中学校「特別の教科 道徳」は別紙のとおり取りまとめるとともに、小学校「特別の教科 道徳」以外の教科は現在使用している教科用図書がふさわしいと取りまとめましたので答申いたします。

資料7の一覧につきましては、発行者別に教科用図書の所見をまとめたものでございます。資料8総合所見をご覧ください。

平成31年度使用中学校教科用図書について【総合所見】

1. 特別の教科 道徳

各発行者とも学習指導要領の「特別の教科 道徳(以下「道徳科」という。)の目標達成に必要な内容が取り扱われている。

その中でも光村図書は、生徒の発達段階や特性を考慮し、それぞれの学年にふさわしい教材選定となっており、等身大の生徒の葛藤など、生徒の心を捉える教材がバランスよく配置されており取り扱いやすい。

道徳教材として長く読み継がれてきた名作教材だけでなく、生徒の興味・関心を喚起するような教材など、多様な教科が取り扱われ、生徒が教材に引き込まれ自ら考えようとするための配慮がなされている。

また、学習のめあてが教材の末尾に示され、「考える観点」による発問だけでなく、「見方を変えて」生徒が多面的・多角的な見方や考え方ができるように工夫されている。

道徳科での学びが、他教科や日常生活につながるよう配慮されていることも特徴の1つである。

さらに、小学校の道徳の学びと連帯し、深い学びにつながるよ

うに配慮している。

廣濟堂あかつきは道徳教材として長く読み継がれてきた名作教材から、現代的な課題を扱った教材まで幅広く取り扱っている。

考え学ぶべき道徳的問題がしっかりと描かれているなど、中学生が人間としての在り方や生き方について考えを深めることができるよう配慮している。

特に生命尊重を重視した数多くの教材が取り扱われ、充実している。別冊の『中学生の道徳ノート』は、『本冊』の教材の理解を深めるため、内容項目に基づいた構成で汎用性があり、使用する教材や授業の展開や生徒の学習状況に応じた提示の仕方が可能である。

また、教材末尾の「学習の手がかり」が学習のめあてとして活用でき、そのめあてを確認することで、生徒が学習の見通しを持ち、主体的に学ぶことができるよう配慮している。

以上、報告させていただきます。

八木教育長

ありがとうございました。

それでは、中学校「特別の教科 道徳」について、見本本を見ていただきながら、採択を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者

文科省の検定を通過しておりますので、どの教科書においても内容は優れているとの判断で形式であろうかと思いますが、選定するに当たり議論されたうえで2者に絞られたと思いますが、その中でも選定委員会で議論になったとか、あるいはこういった課題があるのではないかという事が出ていけば教えていただきたいと思います。

内山部長

各者とも特徴もありまして、それぞれ良いところはあります

が、選定委員会でのご意見の中では光村図書につきましては教材の文書の編集に特徴があるというご意見がありました。

例をあげますと、[裏庭での出来事]という教材がございます。

日本文教出版は、1年生の146ページになります。

光村図書の教科書には、同じく1年生の168ページになります。

この2つの教材は、内容的にはほぼ同じような教材ですが、日本文教出版の方には主人公が帰宅して鏡を見て、自分のしたことを振り返るという場面がありますが、光村出版の方にはありません。

全くカットされております。

これについては、全文を扱う時間や生徒が考える時間という関係で省略しているものとは思われますが、その場면을省略してよいのか、心情の変化を考えるのには必要な場面なのではないかというご意見はございました。

光村図書については、全体的に物語的・文学的にしあげているという印象を受けるというご意見がございました。

尾崎教育長職務代理者

光村図書の方に、文科省編集委員会改作と書いてありますが日本文教出版の方にはそのような表記がないのは、文科省のそのまま使っているということですか。

内山部長

そうですね。

ですので、そのあたりの改作について、少しご意見はございました。

捉え方にもよりますが、選定委員の中にはこれはとても大事な場面でもあるしカットするのはどうなのか、という疑問を持たれる方もおられましたが、50分で授業の流れとして取り扱う場合にその辺りを生徒が考える時間を長く取るのであれば、一定、教材として必要な編集であるという見方もできますので、必ずしもマイナスポイントとも限らないということです。

尾崎教育長職務代理人　これは、文学作品ではございませんので、文科省そのものが場面設定をしてその場面の中で、子どもたちがさまざまな判断や考えを引き出そうということでお作りになったものですので、どちらもありなのかと思います。

文科省編集委員会改作と書いておられたうえで、検定を通過しておられるのですから、元来の文科省の意図されていることが、まったくダメになっているという事ではないと思いますのでね。
どちらの意見もあったという事でいいんですね。

内山部長　はい。

尾崎教育長職務代理人　分かりました。

八木教育長　他にご意見ご質問ございませんか。
亥埜委員どうぞ。

亥埜委員　小学校の時はノートにこだわっていましたが、今回は廣濟堂あかつきと日本文教出版になりますが、小学校の時は家族と一緒に考えるということがあって、道徳をみんなで考えることはいい事と思って推していたのですが、今回は日本文教出版が、友達の意見を聞こうというのがあるのでいいですね。

他はこのことに関して、あなたはどう思いますかというところ止まりで、中学生になったら本人までの意見になりますよね。

内山部長　はい。

亥埜委員　そういったところで、ノートに関する意見はどうですか。

内山部長　ノートについては一長一短あるということで、廣濟堂あかつきのノートも、日本文教出版のノートも、それぞれの特徴がありま

すが、調査員のご意見を踏まえての選定委員会の話で出たのは、現在、実際に学校で授業をする際に、ワークシート等も使っておりますのでノートがあるということは、ある以上は基本的には使っていくのが当たり前のことであるので、そうなった時にそこまで書く時間が取れるのかどうかという意見はございました。

ノートそのものが、経験の浅い先生には使いやすいという面もありますが、実際はノートがあることによって記入していない項目が出てきたりとか、そういうことを危惧されるというご意見が多かったです。

亥埜委員 ノルマ的な感じですね。

内山部長 学習の記録が残るという点では非常にいいのですが、その点は各学校で工夫をしてノートを作ったりワークシートを作成されたりという事もありますので。

亥埜委員 分かりました。

八木教育長 他にご意見ご質問ございませんか。
尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者 質問ですが、選定委員の意見の中でも書いていましたが、主体的な学びとか、深い学びとか、そういうことが言われていて関心があるのですが、これからは学び方自体を教科書の中で示していかなければならないのかということがありますが、学習プロセスについて選定委員会で各教科書8者見られて、そういうことについてのご議論があって、どういう評価があったのかお聞かせください。

内山部長 学習プロセスについても各教科書でいろんな形で示されておりました、そこについてはどこの教科書会社についても工夫がさ

れているということで、特に学習プロセスの書きぶりによつての、ここは特に優れているとかここは課題があるというような話にはなっておりませんが、各者とも工夫はされているという話題にはなっております。

尾崎教育長職務代理者 恐縮ですが、あまり深まった議論がそこではなされていないように判断いたします。

子どもたちの中に「特別の教科 道徳」がどういうものなのか、その手引きはどの教科書も丁寧になさっています、新しく教科化されたことを踏まえて敬意を表したいと思いますが、では、どのように勉強していくのか、最初にどのように考えていくのか、教材があつてそれはどう子どもたちが主体的に挑めばいいのか、という事を教科書が手ほどきをしていただきたいということを感じます。

その点で若干の差があるのではないかと、見せていただいています。

そのことについて、最終的な判断をするときにはそのことについてはご意見を申し上げたいと思いますが、教科書採択するときの判断基準が大きくなると考えております。

八木教育長 他にご意見ご質問ございませんか。
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員 教科書を拝見しますとサイズがいろいろあると思います。
今回、光村図書出版と廣済堂あかつきを見るとサイズが大分違うと思います。

大きい教科書については、字が大きかったり使えるスペースが大きいということで見やすい所はありますが、子どもにとっては大きいので使いづらいとは思つたので、サイズについては議論されたのでしょうか。

内山部長 サイズについては話題になりまして、保護者のご意見といたしまして、学研教育みらいについては、版が大きいですが、余白もあるのでここまで大きいと鞆が重いと話題になっておりますので、机の上に載せるにしても使いにくいのではないかと、という意見もございました。

伊丹委員 他の教科はどのくらいの大きさですか、ばらばらですか。

内山部長 全体的に光村図書のサイズが標準的ですが、一部教科によっては版の大きなものもございます。

 ですので、大きさで見ますと、東京書籍・廣済堂あかつき・学校図書も少し横には大きくなっております。

伊丹委員 最終的には、A4 版が使いやすいということですか。

内山部長 版の大きさが必ずしも見やすさと繋がっているわけではないのかな、という議論にはなりました。

 その点では、教育出版・光村図書出版・日本文教出版・日本教科書は、割と標準的な大きさではあるかと思えます。

八木教育長 他にご意見ご質問ございませんか。
 尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者 光村図書出版1年生の12ページ「自然教室での出来事」と、東京書籍1年生42ページ「山に来る資格がない」ここで感じたことがあったのですが、教材の扱い方については構成的マテリアルと言うようなことが非常に強く言われていて、特に外国語教育でもそうですがクリルという考え方などで、子どもといえども、あまり虚構すぎると学びのしっかりした内容的な事も補償してあげないといけないという考えがありますね。

 構成ティックでいうと、ほぼ同じような内容が取り上げられて

いますが、子どもの生活実感や生活していることから考えてこれを読み進めていくと、「山に来る資格がない」こちらは、終わり方も強烈ですよ。

こだわっているところがあるんですが、何泊目かしている子どもたちですが、何泊目かしているのに非常に元気なんです、これは教員を経験した者は分かることがありまして、こんなに元気なはずがないんですね、この場面設定に違和感を持ちます。

しかもそのことを担任の先生に、このようにルールを破る事について申し出て許可を得ようという、こういう子もいるかもしれませんが大多数の子どもにとって非常に違和感があって、なかなかストレートに読みにくいです。

これが今、「新しい教科 道徳」として目指している方向性なのかと、そのような気がしまして、それとほぼ同じ内容の光村図書出版ですが、こちらは内面を描いていて、ある意味文学的であるんですが、しかし文学的であるから虚構であるのかと言うとそうではなく、そこに真実性や子どもたちの日常生活との延長上に考えられる事があるという事でいくと、むしろこちらの方が構成ティックだという判断です。

冒頭で選定委員会の中で、文学的であるとか心情的とか、そういったことが相応しくないのではないかと言われていたんですが、それはそういう作品であれば問題ですが、必ずしもそうだからといって、それがふさわしくないとはいえないです、その例がこれです。

非常に子どもの心情や気持ちに添っていて、実際の事実にも合っているという事です。

教材の問題の中でそんなことの議論はなかったのですか。

内山部長

内容は、先ほどの教材のかがみのカットの場面であるとか編集をされていることについては、かなり議論にはなっております。

教材についても、同じような内容を取り扱っている中で少し設

定が違うという事も話題にはなっております。

やはり、子どもの心情により近いものということで、先ほどの光村図書も文学的というお話もあったのですが、この2つを比べてみるとそれぞれの違いもあるので、どちらがということもないんですが、編集というものに関してどうなのかということは、どちらが優れているということではありません。

尾崎教育長職務代理者 選定委員会では、あちらも有り、こちらも有りだということで、教科書にしてはこれで問題はないということですよ。

問題があるとはいいません、検定教科書ですから。

より子供が考えたりするのに、交野の子ども達にとって、より適切なのはどちらかという、そのような気はしますよね。

八木教育長 長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 各教科書を拝見させていただいての感想ですが、マンガのページが盛り込まれている教育出版や東京書籍などは、保護者の目線では子どもたちには見やすいのではと思いますが、そのような点はお議論はございましたか。

内山部長 東京書籍と教育出版は一部マンガも取り入れていますが、やはりそこについて、非常に子どもたちの学習意欲を高めるという点ではいいのですが、その分ボリュームも取るので、子どもたちにしっかりと考えさせる教材というのが、少しその分少なくなっているのではないかというご意見もございました。

八木教育長 他にご意見ご質問ございませんか。

尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者 今の事に関連してですが、いじめ問題について教育出版はマンガで取り上げていますよね、これについてはどのような評価があ

りましたか。

内山部長 マンガは表現が直接的なので、その表現について直接的な表現ではなく、もう少し物語を読み取っていくことによってより深く考えてほしい、というご意見はございました。

どちらかというあまり好意的なご意見ではなく、読み取ることによってもっと深く学んでほしいというようなご意見でした。

尾崎教育長職務代理者 いじめ問題の取り上げ方で、特色のある教科書はあったのですか。

内山部長 東京書籍や日本文教出版は、取り扱いはページ数をさいております。

尾崎教育長職務代理者 選定委員からあげていただいた、光村図書と廣済堂あかつきは、悪くはないが比較すると取り上げ方が少ないということですか。

内山部長 全体の中でのページ数でいうとそうなりますが、マンガやイラストに対応しているとページ数が増えてきますし、分量だけではなかなか決められるものでもございません。

尾崎教育長職務代理者 分かりました。
まずはページ数のことで、どの程度ページ数を占めているかという割合での重要素であるという視点で、マンガが入るとどうしてもページ数が増えるということですね。

内山部長 はい。

八木教育長 他にご意見ご質問ございませんか。
尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者

学習プロセスを大事にして、平成32年の全面実施に向かっての教科書会社で教科書を出されるときに配慮いただきたいのは、どの教科書にも汎用的にこのようなプロセスで自ら学んでいくんですよということを学級開きや教科開きの時に、その話を出来るような教科書にしていいただきたいと強く思います。

そういう意味では、光村図書と廣済堂あかつきを比べたら、光村図書はそういう所は配慮があるとは思いますが。

廣済堂あかつきは道徳について、丁寧な子ども向けの説明をされているのでそれは優れていると思います。

ですが、汎用的に教科道徳の新しさを担保するものであらうとも思うので、そこは各決定にはならないだろうとありましたので、先ほどのように質問いたしました。

八木教育長

他にご意見ご質問ございませんか。

それでは、中学校「特別の教科 道徳」については皆さんのご意見をまとめると、選定委員会からは、光村図書と廣済堂あかつき、という意見をいただいておりますが、ここでの論議といたしましては、光村図書がふさわしいということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし

八木教育長

異議なしと認めます。

それではお諮りいたします。

平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科 道徳」については、光村図書を採択することに異議はありませんか。

各委員

異議なし

八木教育長

異議なしと認めます。

続きまして、小学校「特別の教科 道徳」以外の教科について、採択を行いたいと思います。

選定委員会からの答申では、現在使用している教科用図書がふさわしいと取りまとめたとありましたが、ご異議はありませんか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議ございませんので、小学校「特別の教科 道徳」以外の教科については現在使用している教科書小学校

国語	光村図書出版「国語」
書写	日本文教出版「小学書写」
社会	教育出版「小学社会」
地図	帝国書院「楽しく学ぶ 小学生の地図帳 4・5・6年」
算数	東京書籍「新編 新しい算数」
理科	新興出版社啓林館「わくわく理科・わくわく説明プラス」
生活	興出版社啓林館「せいかつ せいかつたんけんブック」
音楽	教育出版「小学音楽 音楽のおくりもの」
図画工作	日本文教出版「図画工作」
家庭	開隆堂出版「小学校 わたしたちの家庭科」
保健	学研教育みらい「新・みんなの保健」が相応しいということで、これらを採択することに意義はありませんか。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。

よって、平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択は以上のとおり採択することとします。

以上で日程3 議案第14号「平成31年度使用交野市立小中

学校教科用図書採択について」を終わります。

続きまして、日程4 報告第3号「教育長の報告について」を議題といたします。

報告事項1「平成30年第2回議会定例会一般質問及び答弁要旨について」ですが、お時間の都合上説明は、省略させていただきます。質疑に入らせてもらいます。

質疑はありませんか。

伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

38ページのI型糖尿病を患っている児童生徒の対応についての質問ですが、唐突な質問なので、具体的に何か問題があったり事例があってこのご質問をされているのか、事情を把握されていればお答えいただきたいと思います。

木村課長

こちらは一般質問ですが(8-2)関連です。

この前段に質問がありまして、その流れでI型糖尿病という形で、I型糖尿病はどんなものですかという質問があり、では学校にそういう方はおられますか、という質問をされたのかと思われまます。

実際に小中学校で児童生徒が複数名おられることは把握しており、小学校に2名程度おられまして、その時の対応はクッキーやラムネなどを捕食していただく形になります。

伊丹委員

特に今は対応を求められる、ということではないという認識でいいですか。

木村課長

対応については、以前から適切な対応をさせていただいているとは思いますが。

八木教育長

他に一般質問に関してご意見ございませんか。

亥埜委員どうぞ。

- 亥埜委員 1ページの、フリースペース事業で本年度から金曜日についても実施している学校とはどこですか。
- 清水課長 倉治小学校です。
- 亥埜委員 ありがとうございます。
- 八木教育長 長谷川委員どうぞ。
- 長谷川委員 37ページの図書館について、「閲覧室ではくつろいだ気分で読書ができ、小さなお子さんに読み聞かせできるスペースがあり、新聞や雑誌を楽しむコーナー、飲食ができるコーナーなど」と具体的な構想がここでは述べられていますが、交野市内の図書館がそのように変わっていく何かもう一つ具体的な何かがあれば教えていただきたいと思います。
- 川村課長 今年度、星田会館が図書室として活用できるかどうかの調査を行います。
もし、活用が可能であれば、現在の星田コミュニティーセンター図書室よりは広い図書室になるのではないかと考えられます。
- 八木教育長 尾崎教育長職務代理者どうぞ。
- 尾崎教育長職務代理者 同じ図書館についてですが、35ページで答えておられますアンケートですが、平成30年3月21日から平成30年3月31日まで11日間アンケートを実施して631人なので、1日辺り60人足らずのアンケートですが、これは入館者のすべてではないですね、問いかけをして答えていただいたのですか。
- 川村課長 来館された方にアンケートの協力をお願いして記入していた

だきました。

尾崎教育長職務代理者 アンケートにお答えいただいた数は、1日の入館者の内の、何分の一になりますか。

川村課長 半数位です。

尾崎教育長職務代理者 アンケートにお答えいただいた方は、お時間がある方だとは思いますが、35ページには倉治図書館はすべての項目において80%程度満足されているという事でよろしいですね。

川村課長 書いていただいた方はそうです。

尾崎教育長職務代理者 本や雑誌の数では、基準を倉治図書館においておられますが、これは一つのアンケート結果の出し方の手法だと思いますが、実際の数字でいうと60%位ですが、満足度なので。

引き算するとそうなります。

星田コミュニティーセンター図書室は80だとすると66、青年の家図書室は68くらいですね。

低いですが、それ以上に低いのが閲覧スペースは青年の家が30ポイント・星田が33ポイントと書いてあるのでいずれにしても50%を切っています、アンケートを書いた半分以上の方は不満足だという事です。

そこに、焦点を当てにくいからこういう書き方をされているんだと思いますが、閲覧スペースの問題が先ほどの長谷川委員のご質問の中にもありましたが、今後どうしていくのがいいのか問題があると思います。

ここからは意見ですが、市民が参加できるのは、子どもたちが親子で来れる図書館というのは、沢山の方がおいでになる一つの要素だと思います。

諸外国でも親子で来るのが当たり前になっている図書館もた

くさんあると聞いておりますので、是非そのような事が可能になるように、ただ拝見して見ますと青年の家でも、狭いスペースですがお母さんが読み聞かせしておられるそういう光景を見ます。

工夫によってはできるので現状でも何か改革できるという事もお考えいただいて実際にしておられるのでいえますよね、そんなこともまた励ましていただいて、そういう事もお願いしたいです。

竹田部長 今日読売新聞の朝刊に、公立図書館に求められる機能の特集が載っております、その中にも今までとは違ってこれからは滞在型であったり、ICチップを利用したら青年の家にしても図書室から出てロビーでも本を読める、持ち帰り防止にもなる、そういう事例も載っておりますので、ここの青年の家が移転して新たな図書館としてということは、また星田の可能性の調査は今年度ですが、星田に移った場合は、そういうところも踏まえてレイアウトなどは検討していく必要があるかと考えております。

尾崎教育長職務代理者 ICチップを本に埋め込むという事ですか。

竹田部長 そうですね。

尾崎教育長職務代理者 その費用はわかりませんか。

竹田部長 大分、値下がりして一冊辺り30円程です。
昔は1冊100円程でした。

人件費の試算も図書の方ではやり始めておりました、取り入れている先進市の事例調査もしておりますので、その辺りも踏まえて総合的に判断をしていくべきかと思っております。

尾崎教育長職務代理者 ありがとうございます。

竹田部長 伊丹委員どうぞ。

尾崎教育長職務代理者 今のお話と関連してですが、希望としたら今の青年の家や星田コミュニティセンター図書室はキャパが限界だと思うので、もちろん滞在型の図書館を目指していただくのはいいと思いますが、広さの部分で限界があると思うので、枚方などは大きい中央図書館などがありますので、移転などでそういったものが予算等もあるとは思いますが、交野にできたらという希望はあります。

八木教育長 他に一般質問に関してご意見ございませんか。

各委員 質疑なし

八木教育長 質疑なしと認めます。

それでは、報告事項1「平成30年第2回議会定例会一般質問及び答弁要旨について」を終わります。

続きまして、報告事項2「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置の在り方について」の答申について、報告願います。

殿山課長 平成30年7月12日付で学校教育審議会より「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置の在り方について」お手元にもお配りさせていただいています答申をいただきましたのでご報告させていただきます。

なお、内容の説明につきましては改めて説明の会をと考えております。

まずは今年までの成果でございますが、平成28年7月13日に交野市立小中学校における児童生徒の教育環境の向上を図り、さらなる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、「今後における市立小中学校及び中学校の適正規模及び適正配置の在り方について」調査及び審

議を学校教育審議会に諮問させていただきました。

平成29年1月5日には中間答申をいただき、適正な学校規模や通学距離を定めた学校規模適正化基本方針、望ましい小中学校の在り方を策定し、その基本方針に沿って審議を続けていただき今回の答申をいただく事となりました。

答申には本市における市立小中学校の児童生徒数や学級数のこれまでの推移や今後の推移予測、学校施設の現状、本市の小中学校における課題の対応等が記載されているとともに各中学校区別で適正配置の在り方が記載されています。

第一中学校区の適正配置の在り方では、交野小学校敷地に施設一体型の小中一貫校を設置することが望ましいとされています。

第二中学校区の適正配置の在り方については、現状の2小1中の学校配置を維持していくことが望ましいとされております。

第三中学校区及び第四中学校区の適正配置の在り方については、星田駅北地域の大規模開発が見込まれていることから、開発の土地利用計画や住宅開発の戸数などがさらに確かになった時点で、開発区域の学校区と合わせて適正配置を検討することが望ましいとされています。

「付帯意見」では、(1)学校区と地区について(2)学校統合を行う場合の配慮について(3)これからの学校施設について(4)今後の市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置の考え方(進め方)についてが記載されており「おわりに」の項目では、審議会の答申に至るまでの経過と学校の規模適正化適正配置の具体的な方向性を示す取組を進めるとともに、その取組にあたっては市民対応などを丁寧に進める必要がある旨が記載されています。

なお答申を受ける資料については、(答申 資料編)でまとめられています。

この答申を受けまして、教育委員会事務局では学校規模適正化基本計画素案の作成に入り、計画の策定を目指してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

八木教育長 この経緯につきまして、何かよろしいでしょうか。

大湾室長 今回につきまして答申いただきましたので、ご報告となります。

今後ですが、これを基に計画を策定してまいりますので、総合教育会議での議論の場とも考えておりますので、また改めまして児童生徒の数の変動なども踏まえまして、ご説明する機会を一度持たしていただきたいと思えます。

八木教育長 今日は、答申を受けたという報告という事として、今、殿山の方からご説明いたしました、少なくとも一中校区の事はかなり具体的に書かれておりますので、また、ゆっくりとお読みください。

大湾室長 答申本体の8ページから、各中学校区の適正配置の考え方として、ここが答申の中心になってくるのかと思えます。

尾崎教育長職務代理者 内容に関わるのではなく、本当に基本的な事でこれを読む上で知っておきたい素人の質問です。

一つは、健全度評価というのは、何か指標や基準があるのか、そのことを踏まえた上で例えば、一中と三中で体育館の健全度は100ですよね、倉治小学校は31ですよね、素人にも分かるようにこの違いはどういう事なのか、この健全度がどういうものであるのかと同時に、ここに表れた数字は100なので100は全く問題がないという事なのか、31は、もう危ないということなのか、ということです。

殿山課長 言われておられるのは、資料26や各中学校区の資料に記載させていただいている内容だと思われそうですが、健全度評価は平成28年度から老朽化と劣化状況の調査をさせていただきまして、

各部位別で評価させていただきまして評価 ABCD というところで付けさせていただいて、各コスト配分によって点数化しているものでございまして、あくまでも劣化状況を分かりやすく点数化した話ですので、先ほど言われたように100だからといって、今現状すべてにおいて望ましい現状であるという訳ではございません。

あくまでも傷み具合を総合的に判断して点数化した資料になっております。

大湾室長 その健全度につきましては、ここで適正配置の計画を基につくるのですが並行いたしまして事務局で学校施設と管理計画をつくっています。

その中で詳細を健全度評価の結果などと合わせまして、今後改修などをしていく優先順位を定めていくということで、施設と管理計画を並行して策定させていただくかと思っておりますので、またその辺のところ詳しい説明はさせていただけるのかと思っております。

尾崎教育長職務代理者 長寿命化なんたらかんたら、地方交付金25%なんたらかんたらと関連ありますか。

大湾室長 あります。

当然、それぞれの建物が長寿命化できるのかできないのかの判断をしなければならないので、そのことも含めて学校施設と管理計画の中で記載していこうかと考えております。

尾崎教育長職務代理者 もう一度説明があるという事ですね。

大湾室長 はい。

尾崎教育長職務代理者 42・43ページでお聞きします。

42ページの※4 平成43年度以降、児童生徒数の減少により、「○」になる見込みと書いてありますが、43ページの該当の※4を見ると、一中は「×」になっていてその一中の学校の敷地面積が「○」になっていますが、これが分かりません。

殿山課長

こちらの方は、他の中学校区でもこのような記載の仕方をさせていただいているところがありますが、そもそも児童生徒数がこのまま一中に統合されて入ってくるという事になると、敷地面積等が足りなくなりますので、まずは「×」になります。

ですが平成43年度以降は児童生徒数の減少に合わせて、こちらに小・中学校統合した形でもってくることは可能となります。

要はキャパの問題になりますが、入る事は可能になるであろうというところで、ここは「○」になる見込みですので20点だったものが、(30点)に評価点が上がってくるという、そういう記載方法になっております。

尾崎教育長職務代理者

小・中学校統合なので、一中の敷地に統合するという事ですね。

殿山課長

そうです。

尾崎教育長職務代理者

「×」になっているという事は、一中の敷地は？

殿山課長

一中の敷地が一番小さいですね。

尾崎教育長職務代理者

その場合に、「市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積の80%以上、120%未満の面積」今もそうなのですね。

殿山課長

おそらく、そうです。

尾崎教育長職務代理者

一中は「○」なんですね。

基準がダブルスタンダードになっていて、「×」になる場合は別記入で人数は問題になって、「○」になる場合は、人数ではなく敷地面積になるんですよ。

なので「○」であっても「×」になる場合もあるということですよ。

これが分かりにくいんです。

素人には分かりません。

大湾室長 また、次回の定例会になるかは分かりませんが、一度お時間を取らせていただきまして、貴重なご意見もいただきたいと思っております。

八木教育長 他に質問ございませんか。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。
それでは報告事項2「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方について」を終わります。
続きまして、報告事項3「交野市立小中学校特別教室空調機設置工事の入札結果について」概要説明をお願いします。

木村課長 4月の第4回交野市教育委員会定例会にて承認をいただきました、交野市立小中学校特別教室空調機設置工事において入札を行いました。

予定価格は241,995,600円、落札価格は217,792,800円で落札されました。

落札業者は、若林設備工業株式会社 交野支店に決定いたしました。

なお、この空調機設置工事は、予定価格は150,000,000円以上の工事となりますことから、交野市議会の議決が必要となります。

すので6月議会に上程し、7月4日に議決をいただきましたので、ご報告いたします。

なお、工期につきましては平成30年7月6日（金）から平成30年9月7日（金）でございます。

報告は以上でございます。

八木教育長

報告は以上のおりです。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

各委員

質疑なし。

八木教育長

質疑なしと認めます。

それでは、報告事項3「交野市立小中学校特別教室空調機設置工事の入札結果について」の報告を終わります。

続きまして、報告事項4「平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害状況及び対応について」及び報告事項5「災害対応による補正予算について」関連しておりますので、併せて概要説明をお願いいたします。

大湾室長

資料といたしまして、「平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害状況及び対応について」と「災害対応による補正予算について」をお付けいたしておりましてご覧ください。

前回の定例会で口頭では一度ご報告させていただきましたが、今一度、書面でまとめまして今回正式な報告として、ご報告させていただきます。

まず、「平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害状況及び対応について」でございますが、この地震につきましては平成30年6月18日午前7時58分でございます。

震度は最大震度6弱、交野市では震度5強を観測しております。

市の対応でございますが、災害対策本部を自動設置し避難所開

設といたしましては6ヶ所、交野小学校・倉治小学校・旭小学校・私市小学校、また、寺会館・森区民ホールでございます。

教育委員会の対応でございますが、災害対策本部設置時におきまして教育委員会では、避難対策班・施設班・就学班・給食班としてそれぞれ担当業務を担う事になっております。

教育委員会の参集率は7時58分発災でございましたので、1時間後の9時時点で71.3%の職員が参集しておりました。

また、3時間後には85.0%の参集で割と高い率でございました。

これは平日の出勤時間帯にあたったという事もございますし、給食センターや指導課の先生につきましては、この時間は既にそこに入っているという事もございまして、教育委員会としては高い参集率になったものかと考えております。

詳細につきましてご報告させていただきますが、「5」にございます(1) 学校運営については、担当の内山部長からご報告させていただきます。

内山部長

(1) 学校運営については、「震度5弱以上の地震が発生した場合」のマニュアルを各学校持っておりますので、そちらに基づき臨時休業となりました。

各校とも児童・生徒の安否確認を行った上で、下校を開始しております。

下校方法については、保護者に連絡後、引き渡しまたは集団下校を実施しております。

普通教室に大きな被害が見られなかったことや、給食の提供が可能であることから、翌日(6月19日)より通常授業を行いました。

下校につきまして6月22日までの間、小学校は下校時刻ごとに学年をまとめて集団下校。

中学校は、6時限目終了後、一週間は部活動を行わずに一斉下校を行いました。

水泳指導については、発生直後については安全を確認の上、各校の判断で水泳の授業を行っていた学校もございますが、一定、ブロック塀の調査の結果が出ましたので、不適合とされるブロック塀がプールにある学校については塀を撤去するまでの間は、水泳指導を控えるようにと通知を出しました。

児童・生徒の心のケアについては、発生翌日は少し欠席等も増えた学校もありましたが、ピアサポーター心理カウンセラーと専門スタッフが児童・生徒の不安な心を受け止めることができるように体制をとっておりました。

結果としては特に地震が原因と思われることからの不安による相談はございませんでした。

今後の学校の対応については、災害時の下校については、今回につきましてはいろいろと確認をしたうえで集団下校を行った学校もございますが、特に地震の場合については原則保護者への引き渡しを行う方向で行っております。

メール配信サービスについては、小学校10校・中学校1校については、これまで導入していましたが、まだ導入していなかった中学校3校についても、有料無料とさまざまなサービスがございますので、2学期辺りから開始できるように今準備を進めているところでございます。

以上です。

大湾室長

続きまして、(2) 学校運営について (3) 学校施設等の被害状況について (4) 通学路におけるブロック塀の安全確認に関しまして、学校管理課を所管しております河野教育次長より報告お願いいたします。

河野教育次長

学校施設等の被害状況について、報告させていただきます。
資料3ページから9ページをご覧ください。

(2) 学校施設の被害状況については、トータルで小学校は10校中校舎について8校、体育館について7校、プールについて3

校、中学校では4校中校舎と体育館については4校全て、プールについては1校、被害が生じております。

3ページから9ページをご覧くださいと、クラックやコンクリート片の落下、ガラスの破損、モルタルの剥離等、大小様々な被害が生じております。

大きいところでは、3ページ、郡津小学校の3-2屋内運動場（体育館）の西側外壁のモルタルおよび塗装の一部が剥落しております。

岩船小学校は、前回の委員会終了後、視察していただきましたが、4-4南校舎の普通教室3教室で梁クラックがいつている状況でございます。

5ページ、妙見坂小学校は6-28屋内運動場、天井部分の柱・梁接合部（基台全数）が、コンクリート部分が破損している状況でございます。

6ページ、旭小学校は8-7屋内運動場、柱・梁接合部（基台1ヶ所）が、コンクリート部分が破損している状況でございます。

9ページ、第四中学校は14-3体育館、体育館内東側で柱頭部鉄骨プレート下部が剥離している状況でございます。

大きなところは以上でございます。

対応といたしましては、7月4日に議会で災害関係の補正予算の議決をいただきましたので、今後順次補修工事に入っていくこととなります。

また、補正予算以外の部分につきましては学校管理の現状予算、修繕予算で回せる限り回していく、そのように考えております。

以上が被害状況でございます。

続きまして、10ページ・11ページ（3）学校のブロック塀等の状況については、6月18日に発生した地震による学校のブロック塀の被害としては、1カ所一部ブロックの破損が見受けられたものの、その他の被害は確認されておられません。

市立小・中学校のプール周囲や学校周囲に設置されているプロ

ック塀は、9校、13ヶ所でありました。

13ヶ所のうち、目視調査において控壁の有無等から12カ所が基準に適合しておらず、措置が必要となります。

高さ2.2m超えが建築基準法で2.2m超える塀は違法不適合となりますので、2.2m超えが7ヶ所、2.2m以下1.2m超えの部分につきましては、控壁が必要となりますが控壁なしが5ヶ所というところで、12カ所不適合となります。

上記ブロック塀以外に、プールシャワーの間仕切りや卒業制作等の投てき板などのブロック塀（高さ1.2m超え）が13ヶ所存在し、うち9カ所が基準を満たしておりません。

合計いたしますと、小・中学校のブロック塀で措置が必要なものが、小学校8校15カ所・中学校3校6カ所、計21カ所が不適合となっております。

対応といたしましては、市立小・中学校に存在する、高さ1.2m超えのブロック塀については早急に撤去を進めておる所でございます。

箇所につきましては、不適合21カ所の部分と、1.2mを超えている部分で適合しているところが5ヶ所ありますが、その部分につきましても、子どもの安全を守る、また、子供の不安を解消する観点から適合部分5ヶ所につきましても撤去する形で進めております。

ブロック塀が公道に面しております、余震時に危険が高い長宝寺小学校のプール壁、星田小学校のプール壁、交野小学校のプール壁、第一中学校の正門につきましては公道等に面しているところについては既に撤去済みでございます。

11ページの表、学校施設ブロック塀の状況の見方ですが、左端が各小・中学校別のブロック塀の有無1.2m超えと数、その隣がプール周囲でのブロック塀の個数と建築基準法に適合(O)不適合(X)、済は既に撤去済みでございます。

その他周囲は、学校周囲のブロック塀で星田小学校と第一中学校があがっております。

その内、星田小学校につきましては4カ所ございまして、その内1カ所は撤去が済んでおります。

プール内シャワー仕切りの適合不適合、投てき版その他の適合不適合というところで、合計26カ所うち、適合が5不適合21で、26カ所についてはすべて撤去する方向で進めております。

以上がブロック塀の状況についてでございます。

続きまして、12ページ(4)通学路におけるブロック塀の安全確保についてですが、地震の発災後、まず最初に子どもを集団下校させる際には先生が引率いたしまして、その時に先生に通学路上でブロック塀や屋根瓦落下等危険な場所についてはチェックしていただいて、6月25日までに調査票を提出するように学校をお願いいたしました。

一方で、6月21日付で、大阪府教育庁及び大阪府住宅まちづくり部が連名で、通学路におけるブロック塀等の安全点検をするよう通知がございました。

それを受けまして、25日にいただきました学校からの調査報告を参考にしながら、6月26日(火)～29日(金)にかけて、教育委員会の職員と学校の先生、市長部局の職員の応援を得まして、班編成を行い10班体制で通学路のブロック塀の目視による安全点検を実施したところでございます。

点検方法については記載のとおり、目視で傾きやひび割れの確認、ぐらつきがないか、また高さの確認、控壁の有無等について概ねこのような形で点検いたしました。

点検結果につきましては、交野市開発調整課と大阪府教育庁に提出いたしました。

その後、開発調整課から聞いているところでは、7月9日から大阪府住宅まちづくり部が本市の点検結果のブロック塀の調査に基づいて、危険なところについて調査に入っていると伺っております。

その結果も踏まえた上で、今後、市としてどのような対応をするのか、また、別で指導をどうするのか等、開発調整課と関係

機関と協議する必要があると考えております。

以上報告させていただきます。

大湾室長 続きます、生涯学習推進部所管施設の被害状況につきまして竹田部長より報告させていただきます。

竹田部長 資料13ページ・14ページになります。

前回の教育委員会でも一定、ご説明はさせていただいておりますが、本日は改めて経過等についてご説明させていただきます。

青年の家武道施設は正面入り口前の屋根裏パネルが一部落下している状況でございます。

これにつきまして、7月4日に補正予算を議決いただきましたので、その後、速やかに手続きを進めておりまして、契約等は済んでおりますが業者の手が足りないということで工事に取り掛かれておりません。

来週からの工事開始予定でございます。

総合体育施設のプールですが、天井内装材のたわみが発生しましたが指定管理者との協議により、修繕料は年間の指定管理料に含まれておりますので、その部分で早急に修理いたしまして6月28日に修繕を完了、7月2日より運営を再開しております。

補正予算では指定管理料の増額を議決いただいておりますのでございます。

総合体育施設のメインアリーナは、ボルトナット・ワッシャー等の建設材料が落下したという状況ですが、原因の究明に時間がかかっておりまして、7月17日(火)にはドームのテントの一部をめくり、ボルトでテントがしっかり止まっているのか、ファイバースコープも入れてもらい調査を致したところです。

結果、原因がはっきりしていない状況でございます、現在も利用は中止しています。

メインアリーナの上部側面パネル裏棧の断裂で浮き上がりがございます、その部分につきましては最終的に修理方法が確定

しました時点で、改めての予算要求また補正予算の対応となる予定でございます。

メインアリーナの漏水につきましては、修理は終わっております。

サブアリーナのスピーカーのずれも修理済みで利用可能となっております。

14ページの第1児童センターは、内壁石膏ボードの浮き及び亀裂が入っている状況で、補正予算3,602,000円ですが通していただきまして、8月2日(木)に入札の予定でございまして入札後に工事を実施する予定でございます。

利用につきましては危険部分は立ち入り禁止にしたうえで、上は通常通り再開しておる所です。

教育文化会館の屋上の煙突部分の亀裂が地震により進行しまして、こちらは国の登録有形文化財ですので、大阪府とも協議いたしまして、7月2日(月)より煙突部分の上部撤去工事を着工し、7月18日(水)に工事が終了いたしました。

予算につきましては市の予備費にて対応しております。
説明は以上でございます。

大湾室長

続きまして、災害対応による補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

今回の地震によります被害箇所の修繕等の費用といたしまして、7月4日(水)に議会最終日に補正予算を上程いたしまして即決されたという事でございます。

内容については、本来でしたら補正予算を議会に上程するにあたりましては教育委員会から意見を述べるということで、教育委員会の了承をいただくところでございますが、ぎりぎりまで予算の内容を詰める必要がございましたので、教育長の臨時代理として、させていただきます。

内容でございますが、市全体といたしましては今回、79,973,000円(約80,000,000円)の増額の補正となっております。

ります。

その内、教育委員会関連予算が、資料の表にもございますとおり合計いたしますと、57,340,000円でございます。

内訳でございますが、表のア総合体育施設につきましては、修繕ではなく指定管理料を増額するという形で対応いたしますので、指定管理料増額の2,700,000円を計上させていただいております。

また、災害復旧費・文教施設災害復旧費・公立学校施設災害復旧費につきましては、資料番号のウ・キ・クです。

また工事請負費につきましては、資料のイ・ウ・エ・オ・カ・ク・ケ・コになります。

また、社会教育施設災害復旧費につきましては資料の青年の家に関するものがサ、第1児童センターがシとなっております。

トータルいたしまして、教育委員会関連で57,340,000円の補正予算で対応いたします。

またこれ以外で、予算の前に緊急を要するという事につきましては、予備費を活用いたしまして長宝寺小学校・星田小学校・交野小学校のブロック塀の撤去を、この補正予算とは別に2,301,000円、また、教育文化会館の屋上の煙突部分の撤去については1,300,000円を別に使用しているところでございます。

なお、今回の補正予算の中には、先程説明もございましたが総合体育施設のメインアリーナの修繕につきましては、含まれておりませんので今後、費用は必要になるかと考えております。

補正予算につきましては以上です。

八木教育長

質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

長谷川委員どうぞ。

長谷川委員

2ページの③児童・生徒の心のケアについてですが、報告がなかったということですか。

内山部長 特にこれに限定しての相談としては上がってきておりませんでした。

学校によって少し人数の差はありますが、保護者と離れるのが不安と言う理由での欠席が増えたことはございました。

長谷川委員 一人でできたことができなくなっているお子さんがいらして、それは親御さんの対応ですか、例えばピアサポーターの方がその後どのように関わっておられるのですか。

内山部長 学校を通じてご相談いただけたら、ピアサポーターと学校で面談するという事も可能です。

長谷川委員 相談いただけたらの話ですよ。

内山部長 そうですね。

八木教育長 他にご質問等ございませんか。
亥埜委員どうぞ

亥埜委員 全体的に今使っていない所などは、夏休みに大部分は復旧できそうですか。
例えば、プールや使用禁止にしているところなどです。

河野教育次長 体育館については、妙見坂小学校・旭小学校・第四中学校は利用中止しております。

プールについてはプールのコンクリート塀の撤去が終わるまでは使用を控えていただいています。

旭小学校と第2中学校のプールについては入札の方がありまして、ブロック塀の撤去をこれから進めていきます。

交野小学校・星田小学校・長宝寺小学校については、ブロック

塀は撤去しております。

木村課長 まず、小学校のプールについては、1学期にプールの授業があったので撤去ができていないところもございますので、安全確保できるまでは小学校については、中止している状態です。

中学校については、2学期もプール授業がありますので夏休み期間中に1中と4中は使っている形で、2中と3中のブロック塀の撤去を夏休み中にさせていただいて2学期から授業を再開できるように目指しております。

亥埜委員 できれば、早めにしてあげてほしいと思います。

八木教育長 長谷川委員どうぞ。

長谷川委員 原因が特定できていないという事ですが、メインアリーナの使用開始時期は大まかに分かりますか。

竹田部長 まだ全く分かりません。

長谷川委員 例えば、10月にドッチボール大会や交野にぎわいフェスタなど予定されていると思いますが、そこまでには使えるようにはなりそうですか。

竹田部長 実際、難しいと思います。

まずは、原因を究明して原因がはっきりしましたら、次はその対処方法という事でドームの天井を全てめくって、ボルトを確認するという作業が金額は検討つきませんが、その作業がベストだと思いたいますが、それではなく、次に地震が起きたときにボルトが落ちてもし下に落ちないように網を張るという方法も選択肢としてはあります。

最終、原因が一定はっきりした時点で、再発の可能性を踏まえ

て対応を検討するというところです。

ですので、やり方がはっきりして予算額が出たのちに、今度は予算を確保しないとイケないのですが、市長選の関係もありまして議会の会期が今年は10月にずれますので、そこを待っていますと、また時期がずれますので臨時議会を開いてもらい補正予算を通してもらうというところができるれば、少しでも早くということですが、その辺りを考えましても10月は非常に難しいと思っております。

長谷川委員 そうしましたら各機関に伝わらないのですか。
にぎわいフェスタは、もう動き出していますよね。

竹田部長 にぎわいフェスタは、実際メインアリーナは使用されないですよね。

長谷川委員 子どもにぎわいフェスタというものがあって、去年も行われていてミスノも半分スポーツパーティーをされています。

竹田部長 今の時点で難しいというところはございますが、実際にいつまでかかるのかというところは申しあげられませんので、体育の団体さんからも、当然、自分達の活動がいつまで止まっているのかと言うところもございますので、一定、今の状況は説明させていただいております。

長谷川委員 この状態で、ミスノもスポーツパーティーについて話を進めておられるのですか。

竹田部長 そこは把握できておりません。
近いところでは言いますと、市長選の開票場になっておりますが難しいので、代替えの形を選挙管理委員は考えております。

八木教育長 他にございませんか。
尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者 12ページ(4)通学路におけるブロック塀の安全確認について
ということで、教育委員会だけに関わる事ではなく、町づくりと
いうことで、この今後は、大阪府住宅まちづくり7月9日に危険
改修の調査に入るとのことですがどうなるのですか。

私有物なので工程根拠も何もなく、鉄筋が入っていないので撤
去してくださいとか、単に鑑定するだけですか。

※1 鉄筋の有無、基礎等については確認不要とはどういう意
味ですか。

大湾室長 取りあえずは、該当の壁があったかを歩いて目視調査をしたと
いう事です。

実際は他の市もそうですが、壁の内の3分の2ぐらいがおそらく
適合しないのではないかとこの恐れがあります。

その中で特に傾きやひび割れぐらつきなどについて、大阪府が
まずは指導に入られるという事です。

それ以外のところにつきましては、市の方から啓発文書とい
いますか、当然民地のもので市では撤去できませんので、こ
ういうのが危ないので考えて下さいね、というのも含ませま
して、今回市の方では塀を撤去するときに補助金という制度をつ
くりましたので、それも案内させていただく中でご協力いただ
くということになってくるのかと思っております。

尾崎教育長職務代理者 通学路を変更するとか、迂回させるとか、「学校だより」の一
部の学校で具体的には書いていませんが、そのようなことを書か
れておられる校長先生がおられました。

それはどうですか。

内山部長 通学路についても学校ごとの対応になりますが、地区委員さん

が朝付いていてくださっていたり、迂回して通学している学校も
ございます。

今も、交野小学校や私市の方も瓦が落ちていて通学路も変更し
ているということが結構あります。

尾崎教育長職務代理者 その把握はどうなっているのですか。
それはその都度都度で上がってきているのですか。

河野次長 迂回路のところですかね。

尾崎教育長職務代理者 はい。

河野次長 今、各学校からベースをいただいて、その迂回路についてもこ
の後、調査に入ろうかと思っております。

尾崎教育長職務代理者 迂回路だけでも、大丈夫かということですか。

河野次長 そうです。

尾崎教育長職務代理者 それは丁寧でいい事ですね。
でも、あまり神経質になっても歩けなくなってしまって学校に
行けなくなりますので、そこは難しいですね。

長谷川委員 学校ごとの対応がいろいろあると思いますが、災害時に下校時
は親御さんの引き渡しが原則です、と言っておられる学校とそん
なことがない学校との差があるみたいで、引き渡しが原則と言わ
れると困っておられる保護者がおられて、その辺りは各学校ごと
にお任せしているのですか。

内山部長 はい。
今回の地震を受けて、特に地震の場合は教師が付いているとは

いえ、集団下校させるとその間で余震がきたり何かあった場合の
とがありますので、基本は学校に留めて保護者に来ていただくこ
とを厳守しようということで、そこに関しては校長会の方でも話
し合っていて、一定、同じような対応で、小学校は保護者
に引き渡すというのは今までもある話ですが、中学校は下校は子
どもたちに任せてという部分はありましたが、地震については中
学校も含めて原則引き渡しと言う方向で今回話し合われていま
すので、そこに関しては、一定、市内の小中学校一定一律の対応
をしようという話にはなっております。

今回の結果を踏まえてという事です。

長谷川委員

まだ時間が経っていないからだとは思いますが、中学校ごとに
保護者が受け取りに感じ方や温度差があるので、安全カードをも
う一度整理される学校もあるみたいで、保護者はもちろんです
が、保護者以外の引き渡し可能な方まで書かないといけないみた
いで、友達のお母さんの名前を了承のうえ書いてください、とな
っているみたいです。

頼まれた方も責任を感じるけど、頼む方も頼みづらいとか、い
ろんな意見を聞いているので、そこまでされる学校と、新しく安
全カードを書いてもらっていない学校もあって、実際に原則がど
こまで統一されているのかは保護者側には伝わっていないです
よね。

内山部長

原則は引き渡しで基本は保護者ですが、お知り合いやお友達と
いわれても、そのお友達に引き渡してその途中で何かあったらと
いう事があるので、そこは無理に書いていただく必要はないので
すが、例えば保護者の方が電車に閉じ込められて、ずっと帰れな
くて預かってもらえる家があるのにという、いろんな場面を想定
してのことで、保護者の方以外でという文言を付けている学校と
付けていない学校との対応は分かれております。

受け取り方もあるのですが、そこまで書いてもらって何とかし

て学校から出そうとしていると受け止めている保護者もいますし、何とかして学校に留めておこうとしていると受け止めている保護者もいますし、受け取り方に差があると思うので、原則はそこですよという事がきちんと伝われば問題も起きないのかと思います。

八木教育長 東日本大震災の時に、学校が知り合いの好意に甘えて引き渡した子どもが亡くなったんですね、その裁判に学校が負けたんです。

校長もどうしたらいいのかわからないですよ。好意で送ってくれると言ってくださった方なので、それを断ることもできないし断りづらいですよ。

わたしも校長なら悩みますよね、そういったことも今も悩んでいる最中です。

他にご質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

八木教育長 質疑なしと認めます。

それでは、報告事項4「平成30年大阪府北部を震源とする地震による被害状況及び対応について」と報告事項5「災害対応による補正予算について」の報告を終わります。

これにて、報告事項が全て終わりました。

日程4 報告事項3号「教育長の報告について」を終わります。

これもちまして、7月第7回教育委員会定例会に付されました案件の全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

委員
